

## 黄法律事務所

〒530-0047大阪市北区西天満5丁目9番3号  
アールビル本館7階

電話 06-6484-9882

FAX 06-6484-9883

令和6年9月30日

(送信先)

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 殿

FAX番号 011-221-5887

(送信者) 株式会社SPサービス  
代理人弁護士 黄 大洪



以下のとおり4枚(この送信票を含みます)御送信致します。万一上記送信先と異なる方が受信されましたら、御手数ですが上記発信者まで御知らせ下さい。

#### 1 照会事項1について

##### (1) 引き続き役務提供を受けている顧客について

株式会社エイト(以下「エイト」という。)が事業停止を対外的に表明した令和5年4月30日以降も、複数のエイトの顧客は、エイト紹介の家庭教師から引き続き役務提供を受けたり、エイトから事業を引き継いだX社から新たに家庭教師を紹介してもらい、役務提供を引き続き受けています。

かかる顧客については、エイトと上記顧客との間の家庭教師紹介・サポート契約(以下「本件原因契約」といいます。)に債務不履行があるとはいえないか、又は顧客から当社に対して本件原因契約の債務不履行解除の抗弁対抗の意思表示がされたとはいえないと解されます。

関連商品販売解除の抗弁については、特定継続的役務提供契約の中途解約がされていないため関連商品販売解除の抗弁が成立しないか(特商法49条5項)、又は顧客から当社に対して関連商品販売解除の抗弁対抗の意思表示がされたとはいえないと解されま

##### (2) 引き続き役務提供を受けていない顧客について

ア 令和5年4月30日以降、役務提供を受けていない顧客

エイトが事業停止を対外的に表明した令和5年4月30日以降、エイト紹介の家庭教師から役務提供を受けず、かつX社紹介の家庭教師による役務提供を受けていない顧客もいます。かかる顧客については、エイトに対する債務不履行解除の抗弁又は関連商品販売解除の抗弁が成立しますが、当然に当社に対するクレジット代金の全額の支払を拒否できないと考えます。理由は以下のとおりです。

#### ① 債務不履行解除の抗弁

貴法人が指摘する本件原因契約の債務不履行解除の抗弁は民法第542条第2項第1号に基づく給付義務の一部履行不能に基づく一部解除の抗弁であると思料されます。すなわち、給付義務の一部履行不能の場合において、当該一部が可分であるときは、顧客は催告なしに、その一部のみについて一部履行不能を理由として解除することができると思料されます。なお、本書面では役務提供部分と教材給付部分はそれぞれ別契約ではなく1個の契約であると捉えています。

本件についてこれを見るに、本件原因契約のうち家庭教師の役務提供部分は、令和5年4月30日までの役務提供済み部分と、同年5月1日以降の役務未提供部分が可分であるといえ、顧客は上記役務提供の一部履行不能を理由として上記役務未提供部分を解除することができると思料されます。

他方教材給付部分については、たしかに、同教材が上記役務提供のための教材であることを踏まえると、上記役務提供の一部履行不能により、上記教材を使用した役務提供ができないことから、顧客は教材給付部分の一部は解除できると解されます。しかし、教材給付部分で解除可能なのは可分な部分に限られます。教材は物理的な商品であるため、1個の教材が役務提供部分に依りて可分であるとは解されません。

この点について、貴法人は上記教材の給付部分につき、使用中であった教材については少なくとも債務不履行の期間に相当する分の支払停止を抗弁事由とすることができると思料されますが、物理的に1個の教材が債務不履行の期間に依りて可分とは解されません。

そのため、上記債務不履行解除の抗弁対抗がなされたとしても、一度でも使用された学年の教材代金に相当するクレジット代金については、債務不履行解除ができないため、顧客は当社に対して引き続き当該教材の販売代金に相当するクレジット代金の支払義務があると解されます。

#### ② 関連商品販売解除の抗弁

本件原因契約では関連商品販売解除に関し、以下のとおり合意されております（以下「本件返還不可特約」といいます。）。

「①・・・但し、以下の各号に該当する関連商品の返還は出来ません。

1. 家庭教師の指導契約において、ご契約いただいた指導生徒の在籍学年及び、それ以下の学年に対応する関連商品（テキスト）

2. 1部でも使用（書き込みや折り曲げ等）されている関連商品（テキスト）

②お客様から関連商品の返還がない場合・・・関連商品代金全額をお支払いいただきます。」

本件返還不可特約は、その内容からすると関連商品販売契約の解除に伴う違約金を定めた特約であると解されます。

上記特約の存在を踏まえると、顧客から関連商品販売解除の抗弁が主張されたとしても、販売店は本件返還不可特約に基づく違約金を請求することができ、顧客はこの違約金の範囲では当社の分割手数料を含めたクレジット代金の支払義務があるものと解されます。

そのため、関連商品販売解除の抗弁が成立したとしても、顧客は当社に対して当該抗弁対抗の時点から当然にクレジット代金の支払を全額拒絶できることにはならず、顧客は引き続き上記違約金の範囲でクレジット代金の支払義務を負うと解されます。

イ 引き続き役務提供を受けたが、途中で辞めた顧客について

エイトが事業停止を対外的に表明した令和5年4月30日以降、引き続き同家庭教師若しくはX社から紹介された家庭教師による役務提供を受けていたものの、本件原因契約の役務提供期間の途中で役務提供を受けることを止めた顧客も複数います。

かかる顧客については、関連商品販売解除の抗弁の成否が問題になりますが、これは上記ア②で述べたことがそのままあてはまります。

(3) 令和5年4月30日以前に途中で辞めた顧客について

本件では令和5年4月30日以前にエイトとの契約を途中で解約した旨、令和5年5月以降に当社に対して主張する顧客も一定数います。かかる顧客については、上記解約という事実の存否が問題となります。

また上記解約があった顧客についても、関連商品販売解除の抗弁の成否が問題になりますが、これは上記ア②で述べたことがそのままあてはまります。

## 2 照会事項 2

本件では上記 1 の法的な問題があること、エイトは事業停止したと表明したものの、法的倒産手続きをとらないことから、当社はエイトから事実関係の調査ができないことを踏まえ、上記 1 の法的問題の交渉として、早期解決のための最初の和解案として提示したものです。

## 3 照会事項 3 及び 4 について

貴書面では、本件返還不可特約の存在が指摘されておらず、また上記事業停止後も役務提供を引き続き受けている顧客が複数いる事情も検討されておりませんが、これらの事情を考慮して本件における法的主張をすべきことは明らかです。

このように本件では事実関係、法的見解につき双方に一致がないため、現時点で照会事項 3 及び 4 を回答することは不経済であると考えます。

そこで貴法人からの今後の反論等を踏まえ、当社と貴法人との間で、照会事項 3 及び 4 の回答の前提とされるべき事実関係、法的見解の共通認識がとれ次第、当社は照会事項 3 及び 4 の回答を誠実にさせて頂く予定です。

以上、よろしくお願い申し上げます。

草々